

令和8年度第4回三春町農業委員会議事録

- 1 令和8年7月15日（水）午後3時30分より三春町役場2階大会議室において令和8年度第4回三春町農業委員会を開催した。

2 出席委員 13名

1番 大津早苗	2番 佐藤一八	3番 増子義男
4番 橋本文夫	5番 八木沼孫一	6番 武内徹
7番 新田俊男	8番 門馬稔治	9番 大内昌子
10番 佐久間稔	11番 渡辺良一	12番 渡邊重吉
13番 影山忠夫		

3 欠席委員
なし

4 推進委員 12名

1番 山口裕一	2番 遠藤毅	3番 佐久間喜栄
4番 佐久間正光	5番 佐藤義朗	6番 大内忠一
7番 内藤保次	8番 増子智	9番 渡辺勉
10番 本田俊和	11番 本田儀勇	12番 新田善一

4 事務局からの出席者 3名

事務局長：渡辺 淳
事務局次長：近内 信二
事務局主査：岩崎 友也

5 審議案件

議案第14号 現況確認証明申請について
議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 6 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。

- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。

7番 新田俊男 委員 8番 門馬稔治 委員

8 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。
会長の議長でよろしく願いいたします。

議案第14号 現況確認証明申請について

議長： 「議案第14号 現況確認証明申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。

場所は、三春自動車工業㈱から北へ290mのところ
です。

事務局： （議案説明）

議長： 現地調査をした3番増子委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 3番 増子 義男 委員、現地調査報告

7月1日午前9時から、増子推進委員、内藤推進委員及び事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、木が生い茂っており既に農地として機能していないことから、非農地証明の対象と判断されます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議長： 「議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No.1について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請により、農地を転用しようとするものです。

場所は、三春自動車工業㈱から北へ150mのところ
です。

事務局： （議案説明）

議長： 現地調査をした3番増子委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 3 番 増 子 義 男 委員、現地調査報告

7 月 1 日午前 9 時 1 0 分から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、北側と南側が宅地、東側が畑、西側が公衆用道路に囲まれています。

本申請により周囲の農地への影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No. 2 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地を転用しようとするものです。
場所は、福聚寺から北東へ 1 5 0 m のところです。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 4 番橋本文夫委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 4 番 橋 本 文 夫 委員、現地調査報告

7 月 3 日午後 3 時 5 0 分から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、北側が公衆用道路、南側が山林、東側と西側が宅地に囲まれています。

本申請により周囲の農地への影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

- 議 長： 続いて、No.3について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請により、農地を転用しようとするものです。
場所は、旧三春工業株式会社から北東へ50mのところ
です。
- 事務局： (議案説明)
- 議 長： 現地調査をした6番武内委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委 員： 6番 武内 徹 委員、現地調査報告
7月6日午前9時00分から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、北側と東側が原野、南側が畑、西側が公衆用道路に囲まれています。
本申請により周囲の農地への影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われ
ます。以上、現地調査の報告といたします。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可相当とすることにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。
- 議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第5回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

9 令和8年度第4回三春町農業委員会を午後3時50分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長



7番委員



8番委員

